令和６年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　　大田市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９６．１　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８２．４　％
全職員	７７．４　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	―　％
本庁課長相当職	１００．５　％
本庁課長補佐相当職	１００．５　％
本庁係長相当職	９７．６　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９３．５　％
３１～３５年	９３．１　％
２６～３０年	９３．２　％
２１～２５年	９２．２　％
１６～２０年	９３．８　％
１１～１５年	９８．２　％
６～１０年	９１．１　％
１～５年	９３．７　％

【説明欄】

・役職別階別の本庁部局長・次長相当職の欄は、対象となる女性職員がいないため、男女の給与の差異の算出をしていない。
・扶養手当や住居手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 82.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 76.5%である。
・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。